

気管内チューブ用スタイルットの折損に注意!! －スタイルットは消耗品です。点検しましょう－

この間、気管内チューブ用スタイルットが折れて患者の体内に残ったという事故報告が医療安全委員会に寄せられ、さらに、他病院でも最近同様の折損事故があったことがわかりました。(前者は消化管に落ち込み、後者は気管支内に落下。写真は後者の胸部XP)

非常にめずらしい2事例と思われましたが、厚生労働省(医薬局安全対策課)は2002年に「スタイルットの使用中に先端部が折損し、患者の消化管内に落下した事例」があったことを受け、使用時点検を求める通知(医薬安発第1211002号、2002年12月)を出していました。

通知では、反復使用で折損する場合があると添付文書に記載すること。また、使用前の点検段階で(1)チューブ外で曲げ伸ばした時に硬く感じる、(2)表面に亀裂、ささくれ、メッキのはがれが生じているなどが確認された場合は使用を禁止するよう指示しています。(報道記事)



<添付文書の例>

【警告】

反復して使用することで、金属疲労を起こし折損する場合がある。

【禁忌・禁止】

- (1)スタイルットの先端を気管内チューブよりも突出させないこと。(気管を損傷させる可能性がある)
- (2)使用前点検をおこない、次のような場合は使用しないこと。(金属疲労により折損することがある)
 - ・曲げ伸ばしをおこない、この時に硬く感じる場合。
 - ・表面に亀裂、ささくれ、またはメッキのはがれが生じている場合。
- (3)【貯蔵方法及び有効期間等】の項に記載された使用限度を守ること。

下記の文献では、折損したスタイルットが「すでにかなりの金属疲労が進んで」いたことを最大の原因として、「スタイルットは消耗品である」と考えて定期的な点検と早めの交換を薦めています。

すべての事業所で、スタイルットの総点検を行う
よう呼びかけます。

なお、当委員会に報告のあった2事例および下記文献事例中1例は、挿管実施者や介助者が抜き取ったスタイルットが短いことに気づきながら、患者の愁訴やXP検査で確認されるまで折損(落下)事故を疑っておらず、報告や相互確認がされていませんでした。思い込みエラーのひとつといえます。

■参考文献：樋口美栄子ら、「スタイルット折損2症例」麻酔 第31巻第2号 171、1982年
気管内麻酔の合併症2例(食道内異物と気管内異物の経験)／スタイルットに関連した気管内麻酔の事故として、スタイルットをチューブより抜去する際に、遠位端が折れる可能性が成書(Jerry A, Dorsch MD : Understanding anesthesia equipment construction, care and complication.)に述べられている…